

(第3号議案 後援会会則の一部改定案)

後援会会則の一部改定案

1. 改定理由

後援会は、後援会費を活動原資として主に学生向け事業と会員向け事業を行っており、会費は学生1名につき10,000円と会則に規定されています。

現行の会則では、保護者または保証人を同一とする兄弟姉妹等で2名以上が在学する場合でも、在学数分の会費を徴収し、後援会からの案内や会報誌についても在学数分をお届けしています。

改定案では、兄弟姉妹等で2名以上が在学する場合、会員からの申請によって、2人目以上の会費について減額できることとし、これまで重複していた後援会からの案内や会報誌について、1会員1冊に変更することとします。

併せて、会則中の語句の表記についても整理します。

2. 改定時期

2016年5月28日

3. 会則条文対照表

改定案	現行
<p>第4条 本会の事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) 大学と在学学生 <u>保護者</u> または、保証人との連絡懇談会等各種集会</p> <p>(2) 学生の教育厚生等の援助</p> <p>(3) 会報および刊行物の発行</p> <p>(4) 大学の充実および発展に寄与すること</p> <p>(5) その他、本会の目的達成のために必要と認められること</p>	<p>第4条 本会の事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) 大学と在学学生 <u>父母</u> または、保証人との連絡懇談会等各種集会</p> <p>(2) 学生の教育厚生等の援助</p> <p>(3) 会報および刊行物の発行</p> <p>(4) 大学の充実および発展に寄与すること</p> <p>(5) その他、本会の目的達成のために必要と認められること</p>
<p>第5条 本会の正会員は、大学学部通学課程に在学する学生の <u>保護者</u> とする。</p> <p>ただし、届け出があれば保証人を以って正会員とする。</p> <p>2 幹事長会の推薦をうけた専任教職員を特別会員とする。特別会員は、総会・幹事長会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>ただし、議決権はない。</p>	<p>第5条 本会の正会員は、大学学部通学課程に在学する学生の <u>父母</u> とする。</p> <p>ただし、届け出があれば保証人を以って正会員とする。</p> <p>2 幹事長会の推薦をうけた専任教職員を特別会員とする。特別会員は、総会・幹事長会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>ただし、議決権はない。</p>
<p>第6条 正会員は、学生1名につき年会費10,000円を納入するものとする。</p> <p><u>ただし、保護者または保証人を同一とする大学学部通学課程の学生が、兄弟姉妹等で2名以上在学するときは、申請により、会費を減額することができる。申請は毎年度、所定の申請書を提出して行なわなければならない。</u></p> <p>2 本会の主要関係行事ならびに会費の収支については、機関紙で公開する。</p>	<p>第6条 正会員は、学生1名につき年会費10,000円を納入するものとする。</p> <p>2 本会の主要関係行事ならびに会費の収支については、機関紙で公開する。</p>
<p>付則 1 本会則は、1995年4月1日から施行する。</p> <p>2 本会の事務は、産業能率大学事務局に委託する。</p>	<p>付則 1 本会則は、1995年4月1日から施行する</p> <p>2 本会の事務は、産業能率大学事務局に委託する。</p>
<p>付則 本会則は、2016年5月28日から施行する。</p>	

産業能率大学後援会会則（案）

第1章 総則

- 第1条 本会は産業能率大学後援会と称する。
第2条 本会の事務局を産業能率大学内におく。
第3条 本会は産業能率大学（以下「大学」という）と会員との親密化を図るとともに、学生の勉学や福祉に寄与することおよび大学と会員の相互の親睦と大学の発展に寄与することを目的とする

第2章 事業

- 第4条 本会の事業は次のとおりとする。
(1) 大学と在学生保護者または、保証人との連絡懇談会等各種集会
(2) 学生の教育厚生等の援助
(3) 会報および刊行物の発行
(4) 大学の充実および発展に寄与すること
(5) その他、本会の目的達成のために必要と認められること

第3章 会員および会費

- 第5条 本会の正会員は、大学学部通学課程に在学する学生の保護者とする。
ただし、届け出があれば保証人を以て正会員とする。
2 幹事長会の推薦をうけた専任教職員を特別会員とする。特別会員は、総会・幹事長会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。
ただし、議決権はない。
第6条 正会員は、学生1名につき年会費10,000円を納入するものとする。
ただし、保護者または保証人を同一とする大学学部通学課程の学生が、兄弟姉妹等で2名以上在学するときは、申請により、会費を減額することができる。申請は毎年度、所定の申請書を提出して行なわなければならない。
2 本会の主要関係行事ならびに会費の収支については、機関紙で公開する。

第4章 役員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 幹事長 4名（各学年1名）
(3) 幹事 若干名
(4) 会計監査 2名
第8条 役員は、次の方法により選出する。
(1) 会長は、幹事長会において幹事長の互選により選出する
(2) 幹事長は、幹事会において幹事の互選により選出する
(3) 幹事および会計監査は、総会において会員の中から選任する
第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する
(2) 幹事長は会長を補佐し、入学年度別の後援会を代表する
(3) 幹事は幹事会を組織し、入学年度別の後援会の会務を審議する
(4) 会計監査は本会の経理を監査する
第10条 役員の仕事は1年とし、重任を妨げない。
ただし、会長の任期は2年を限度とする。
2 役員は学生の卒業・退学をもって離任する。
第11条 本会に顧問をおくことができる。
顧問は、幹事長会の推薦により会長がこれを委嘱する。
顧問は、総会・幹事長会および幹事会に出席することができる。
ただし、議決権はない。

第5章 会議

- 第12条 会議は総会・幹事長会および幹事会とする。
2 総会・幹事長会は、会長がこれを招集する。
3 幹事会は、幹事長がこれを招集する。
第13条 会議は会長または幹事長を議長とし、議事は出席者の過半数により決定する。
第14条 総会は正会員を以て構成する。
2 幹事長会は会長が、幹事会は幹事長が必要と認めるときにこれを開催し、必要事項を審議する。
第15条 総会は原則として毎年1回行い、本会の事業、予算、決算等について審議決定する。
ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
2 幹事長会は、幹事会の決定事項および本会の事業、予算、決算等について審議する。
3 幹事会は、入学年度後援会の事業、予算、決算等について審議する。

第6章 会計

- 第16条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 付則 1 本会則は、1995年4月1日から施行する
2 本会の事務は、産業能率大学事務局に委託する。
付則 本会則は、2016年5月28日から施行する。